

令和6年度 姫路市内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

本市においては、「姫路市内部統制に関する基本方針」を策定し、当該方針に基づき(1)業務の効率的かつ効果的な遂行、(2)報告の信頼性の確保、(3)業務に関わる法令等の遵守、(4)資産の保全の4つの目的を達成するよう、組織的に取り組むこととし、財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

本市においては、令和6年度を評価対象期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

全庁的な内部統制は、内部統制の基本的要素である「統制環境」、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」及び「ICTへの対応」について、評価項目に対応する制度等が適切に定められ、運用されていました。

業務レベルの内部統制は、リスク管理シートによって識別されたリスク(1,055件)については、運用上の重大な不備と評価するものが1件確認されました。

よって、本市の財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。また、過年度の事務において、運用上の重大な不備と評価すべき事案が1件確認されました。

4 不備の是正に関する事項

重大な不備については、以下のとおりです。確認された不備については、引き続き、対応策の整備及び運用に取り組み、再発防止に努めてまいります。

給与等の過払いについて

会計年度任用職員135名に対し、令和6年6月に支給した期末手当及び勤勉手当に

ついて、算出の基礎金額の入力を誤ったため、本来支給されるべき金額よりも総額約593万円が過剰に支給されたことが、同年12月の期末手当及び勤勉手当を計算する中で判明しました。判明後、対象となる職員に対して、減額調整等の説明を文書で通知し、過払い分の返還を求めました。本件は、評価基準日において、既に退職していた1名を除いて過払い分の返還が完了していますが、不備発生時点においては、本市の財政に対する経済的不利益が大きいものであったと判断し、重大な不備と認定しました。再発防止に向けて、給与計算システムに入力した金額やシステムが算出した計算結果と職員が別途計算した金額とを突合させて複数の職員がチェックする体制を整備しました。

5 付記事項

過年度の不適切な分割発注について

担当職員が、軽工事の見積を依頼する際、特定業者から希望する見積業者を聴き取り、希望どおりに選定したほか、本来軽工事で発注すべき案件を、20万円未満の修繕として分割発注するなど、本市の定めた業務委託ガイドラインに反した事務処理が行われていたことが判明しました。また、同職員は職務上取引のあった業者から令和4年までに少なくとも4回以上、酒類の贈与を受けるとともに、別の業者から自宅のブロック塀を一部撤去する工事を無償で受けるなど、地方公務員法に違反する行為があったことも確認しています。これらの行為によって、行政に対する市民の信頼を大きく損なう社会的な不利益を生じさせたと判断し、重大な不備と認定しました。再発防止策として、服務規程や業務委託ガイドラインの遵守に関する全庁通知を行うとともに、当該不備の発生所属に対して実地指導を行い、チェック体制と業務手順を見直しました。

令和7年（2025年）6月10日

姫路市長 清 元 秀 泰